

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（電磁的記録に記録された事項に関する<u>重加算税の加重等</u>に係る用語の意義及び取扱い）</p> <p>12の 4 - 3 法第12条の 4 第 3 項に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第12条の 4 第 3 項に規定する「<u>第94条の 2 第 3 項に規定する関税関係書類若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録……又は第94条の 5 の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するとき</u>」とは、保存義務者が電磁的記録を直接改ざん等する場合のみならず、<u>契約書、仕入書その他の輸入申告の内容を確認するために必要な書類（以下(1)において「契約書等」という。）であつて、紙段階で不正を行い、これを電磁的記録として記録したもの（作成段階で不正のあつた電子取引の取引情報に係る電磁的記録を含む。）のほか、通謀等により相手方から受領した虚偽の契約書等を電磁的記録により保存している場合又は通謀等により相手方から受領した虚偽の電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存している場合等も含むことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>法第12条の 2 第 3 項に規定する保存義務者があらかじめ規則第 2 条第 7 項に規定する法第12条の 4 第 3 項の規定の重加算税の加重措置の適用を受けない旨等を記載した届出書（以下この項において「不適用届出書」という。）を提出している場合であつても、規則第 2 条第 6 項に掲げるいずれかの要件を満たしていない場合には、法第12条の 4 第 3 項に規定する重加算税の加重措置の適用を受けないことにはならないことに留意する。</u></p> <p>(3) <u>規則第 2 条第 7 項にいう「あらかじめ」とは、法第12条の 4 第 3 項に規定する重加算税の加重措置の適用を受けないこととする関税</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（電磁的記録に記録された事項に関する<u>重加算税の加重</u>に係る用語の意義及び取扱い）</p> <p>12の 4 - 3 法第12条の 4 第 3 項に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第12条の 4 第 3 項に規定する「<u>第94条の 2 第 3 項に規定する関税関係書類若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録……又は第94条の 5 の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し……前二項の規定に該当するとき</u>」とは、保存義務者が電磁的記録を直接改ざん等する場合のみならず、<u>紙段階で不正のあつた契約書、仕入書その他の輸入申告の内容を確認するために必要な書類（以下この項において「契約書等」という。）（作成段階で不正のあつた電子取引の取引情報に係る電磁的記録を含む。）のほか、通謀等により相手方から受領した虚偽の契約書等を電磁的記録により保存している場合又は通謀等により相手方から受領した虚偽の電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存している場合等も含むことに留意する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>についての修正申告又は更正に係る貨物の輸入申告の日までをいうものとする。</u></p> <p>(4) <u>合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者（以下(4)において「被合併法人等」という。）が提出していた不適用届出書は、合併法人又は営業譲渡を受けた者（以下(4)において「合併法人等」という。）の特定電磁的記録には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が提出していたことをもって、その特定電磁的記録について法第12条の4第3項に規定する重加算税の加重措置の適用を受けないことにはならないことに留意する。</u></p> <p>(5) <u>法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうち、同条ただし書の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録に記録された事項に関しては、法第12条の4第3項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出手続）</u></p> <p><u>12 の 4 - 6 規則第 2 条第 7 項の規定による届出は、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出書」（C-9350）2 通（原本、届出者用）を同項に規定する申告先税関長の所属する税関（以下後記 12 の 4 - 8 までにおいて「申告先税関」という。）の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が同項の規定による届出を行う場合に限る。）又は署所の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める届出書の提出先部門をいう。以下後記 12 の 4 - 8 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうち、同条ただし書の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録に記録された事項に関しては、法第12条の4第3項の規定は、適用しない。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の取りやめの届出手続）</u></p> <p><u>12 の 4 - 7 規則第 2 条第 8 項の規定による届出は、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の取りやめの届出書」（C-9360）2 通（原本、届出者用）を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が同項の規定による届出を行う場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の変更の届出手続）</u></p> <p><u>12 の 4 - 8 規則第 2 条第 9 項の規定による届出は、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の適用を受けない旨の届出の変更届出書」（C-9370）2 通（原本、届出者用）を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が同項の規定による届出を行う場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><u>変更の届出書の提出を要するのは、規則第 2 条第 7 項の届出書に記載した事項を変更する場合であるが、例えば、使用するシステムの全面的な変更のほか、訂正又は削除の履歴の確保及び帳簿と特定電磁的記録の相互関連性の確保に係るシステムの大幅な変更（使用していた市販ソフトの変更を含み、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含まない。）を行った場合がこれに該当することとなる。</u></p> <p><u>（特定取引情報に係る特定電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法）</u></p> <p>12 の 4 - 9 <u>規則第 2 条第 6 項第 1 号イに規定する「当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、その事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、特定電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。</u></p> <p><u>また、同号ロに規定する「当該特定電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、特定電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（帳簿と特定取引情報間の関連性の確保の方法）</u></p> <p>12 の 4 - 10 <u>規則第 2 条第 6 項第 2 号に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項及び関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の双方に、許可書の番号、契約番号、管理番号等を付し、その番号を指定することで、特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項又は関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項と関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</u></p> <p><u>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記録されていない場合であっても、他の電磁的記録を確認すること等によって帳簿に記録</u></p>	<p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する特定取引情報に係る電磁的記録が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項に記録された特定取引情報に係る電磁的記録の記録事項に限って、相互関連性が確認できればよいことに留意する。</u></p> <p><u>（確認することができるようにしておくことの意義）</u></p> <p><u>12 の 4 - 11 規則第 2 条第 6 項第 3 号に規定する「第一号の特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行った場合には、その事実を確認することができるようにしておくこと」とは、税関職員から特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことの確認を求められた際に、特定電子計算機処理システムを使用して特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行った対象を確認できる機能や、備え付けている特定電子計算機処理システムのシステム関係書類等を用いるといった方法によって、保存義務者において、特定取引情報の授受及び特定電磁的記録の保存を行ったことを、保存期間を通じて、客観的に確認できるようにすることをいう。</u></p>	<p>(新設)</p>